

第17号議案

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出

中間市長 松下 俊男

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

中間市火災予防条例(昭和37年中間市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

- 2 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成23年政令第405号。第5項において「改正政令」という。)による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの(以下この項から第4項までにおいて「新規対象」という。)のうち、第31条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。
 - (1) 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
 - (2) 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。
- 3 新規対象のうち、第31条の2第1項第16号ロに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。
- 4 新規対象のうち、第31条の2第2項第1号から第8号まで、第31条の3の2(第3号を除く。)又は第31条の4第2項(第1号、第10号及び第11号を除く。)に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第2項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。
- 5 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

中間市火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条―第17条の3)</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条―第22条の2)</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等(第23条―第28条)</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7)</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条―第32条)</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条―第34条の2)</p> <p>第3節 基準の特例(第34条の3)</p> <p>第5章 避難管理(第35条―第42条)</p> <p>第6章 雑則(第43条―第48条)</p> <p>第7章 罰則(第49条・第50条)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条―第17条の3)</p> <p>第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条―第22条の2)</p> <p>第3節 火の使用に関する制限等(第23条―第28条)</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7)</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第30条―第32条)</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条―第34条の2)</p> <p>第3節 基準の特例(第34条の3)</p> <p>第5章 避難管理(第35条―第42条)</p> <p>第6章 雑則(第43条―第48条)</p> <p>第7章 罰則(第49条・第50条)</p>

<p>附則 附 則 1 (略)</p> <p>2 <u>危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成23年政令第405号。第5項において「改正政令」という。)による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの(以下この項から第4項までにおいて「新規対象」という。)のうち、第31条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。</u></p> <p>(2) <u>当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。</u></p> <p>3 <u>新規対象のうち、第31条の2第1項第16号ロに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。</u></p> <p>4 <u>新規対象のうち、第31条の2第2項第1号から第8号まで、第31条の3の2(第3号を除く。)又は第31条の4第2項(第1号、第10号及び第11号を除く。)に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第2項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。</u></p>	<p>附則 附 則 1 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>5 <u>改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。</u></p>	<p>（新設）</p>
--	-------------